

総合食料分科会食糧部会

平成17年11月25日

農林水産省

目 次

1 . 開 会	1
1 . 総合食料局長あいさつ	2
1 . 議 題	
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改訂について	3
1 . 米の先物取引に関するヒアリング	2 6
1 . 閉 会	4 5

開 会

吉井需給調整対策室長 時間がちょっと早いんですが、全員お揃いでございますので、始めさせていただきたいと思います。

だいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、これまでの米をめぐる状況に関する当部会における御議論を踏まえまして「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」を取りまとめました。御審議いただきたいと思います。この基本指針につきましては、食糧法の規定に基づき毎年7月に策定・公表いたしまして、11月末、3月末までに見直しを行うこととなっております。よろしくお願いいたします。

なお、基本指針に関する御議論の後、お時間をいただきまして米の先物取引に関するヒアリングをお願いしたいと思っております。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、生源寺委員、大泉委員、立花委員、横川委員、吉水委員が所用により御欠席とのことでございます。なお、竹内委員につきましては若干おくれてお見えになると連絡が入っております。結果、全体の3分の1以上の委員に御出席をいただいておりますので、審議会令第9条の規定により本部会は成立しております。

それでは、この後の議事進行につきましては八木部会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

八木部会長 頻度の高い部会の開催が続いておりますが、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。先ほど事務局からもございましたように、本日は「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」につきまして御議論をお願いいたします。また、基本指針の御議論の後には、米の先物取引に関するヒアリングをお願いしたいと考えております。

総合食料局長あいさつ

八木部会長 それでは、開会に際しまして村上総合食料局長からごあいさつをお願いします。

村上総合食料局長 総合食料局長でございます。今日は委員の皆様方、大変お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。

今日の議題の基本指針、先般の食糧部会で御報告いたしましたとおり、品目横断の関係を中心といたします大綱を決定させていただいて、米につきましてはそれと整合性をとる形で施策の大枠、それからシステムの大枠について決定を見たところでございまして、米政策改革の3年目の18年に次の段階に移行する最後の年ということになるわけでございます。

新しいシステムに移行する予定でいるわけですが、これにつきましては農業者・農業者団体が主体的に取り組む需給調整システムということで現在取り組んでいるところでございますが、その移行については当然のことながら十分な検証をした上で来年の夏、決定するわけですが、円滑な新しいシステムへの移行を目指す上で、今回の基本指針というものも非常に重要であると思っております。円滑な移行のために、透明性・客観性のある設定方法ということで配分を目指しているということでございます。

また、新しいシステムへ移行する上で、今後の1年、我々行政にとっても非常に重要な1年になると思っております。農業者団体とも一体となって、連携をとりまして、担い手の育成の取り組みと並行しながら、産地づくり、売れる米づくり、需要に応じた生産体制の整備ということで、円滑な次のシステムへの移行を目指して努力をしていきたいと思っております。そういうことで、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

それから、米の先物取引に関するヒアリングでございます。米穀卸売業団体、外食産業団体、消費者団体の皆様からお話をお伺いしたいと思っております。委員の皆様方におかれましては忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして冒頭の御あいさつにさせていただきます。よろしく願いいたします。

八木部会長 どうもありがとうございました。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改訂について

八木部会長 それでは議事に移りたいと思います。

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」につきましては、食糧法の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いた上で毎年7月までに策定し、11月及び3月に見直すこととなっております。本日はこの基本指針の見直し案について事務局から一括して説明を受け、その後、委員の皆様からの御意見、御質問をちょうだいしたいと思います。

また、米の先物取引に関するヒアリングにつきましては、今回は米穀卸売業団体、外食産業団体、消費者団体の代表からそれぞれお話を伺いたいと考えております。限られた時間内で効率よく議事を進められるよう、委員各位並びに事務局におかれましては円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、米穀卸売業団体、外食産業団体、消費者団体の代表については15時頃にお越しいただくようお願いしておりますが、全体としては遅くとも16時までに終了する予定で進めたいと思います。

このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

では、早速「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」の審議に入りたいと思います。事務局から資料についての説明をお願いいたします。

高橋計画課長 座って説明させていただきます。

お手元の基本指針(案)をおめくりいただきますと、目次を飛ばしていただきまして、まず動向編。1ページ目でございます。米の消費に関する動向。

冒頭にありますように、消費量は長期的に一貫して減少しております。17年になって若干、下げ幅が縮小する兆しも見られましたが、最近、特に今年6月以降はまた1%前後の減少という傾向が続いております。

端的には、右下の表を見ていただきますと、右下の表の全世帯のところ、対前年、前月の減少、増加率が書いてございます。16年の11月ごろから17年の5月頃まではプラスないしはゼロというような数字があったんですが、今年の6月以降、1%前後の減少となっております。一方、消費世帯と生産世帯を比べますと、最近では消費世帯の減少の方がやや

目立っておりまして、昨年減少が目立った生産世帯は、むしろ最近は増加基調にあるという傾向でございます。

1ページめくっていただきまして米の消費をめぐる動きですが、こうした消費動向の中で、消費者の購入している米の種類について農林水産省の食料品消費モニターという形で調査をいたしました。2点ございますが、一つは図 - 2、左下の方ですが、単品米、あるいは付加価値のついたお米、ブレンド米と比較をしますと、上の平成16年度のように、ブレンド米あるいは付加価値のついたお米の購入のウエートが増えているという傾向がみられます。

それが具体的にどういった内容かということについては、右上ですが、無洗米、減農薬栽培米、有機栽培米といった環境に優しいもの、あるいは発芽玄米、一つ飛ばしにして胚芽精米といった健康志向のものがかなり選択されているという状況にあります。それぞれの付加価値米を食べる理由がその下の表に整理をしております。

3ページ目はコラムとして、学校給食における地産地消、右側は地域の特産品を生かした米粉うどんの消費拡大ということで書いてございます。後ほど御覧いただければと思います。

次に4ページですが、米の生産に関する動向。まず最初に品種ごとの作付動向ですが、文章の一番頭にありますように、17年産は上位20品種の合計が90%を超えた。特定品種の集中傾向が進んでいる。第1位のコシヒカリが大きく他を引き離して38.1%のシェアという状況でございます。ただ、県別の特性のある銘柄の作付というのも進んでいる状況にあります。一番下に書いてありますように、「あさひの夢」といったものが順位を上げているという特徴もございます。

右側、5ページですが、17年産米の生産状況。これにつきましては前回、11月7日の部会の際に御説明をいたしましたので、作況101、あるいはその背景は説明を割愛させていただきます。

6ページは、そういう作況のもとでの需給状況。これも11月7日の部会の際に説明をさせていただきました。端的に申し上げますと、 、 、 と書いてありますが、今年の生産が需要を上回る分、40万トンがあるわけですが、一つ目には、豊作による過剰分9万トンのうち8万トン程度は区分出荷、主食用から隔離される見込み。二つ目には、民間在庫が昨年より大幅に少ない。三つ目には、政府米、これは後ほど御説明しますが、17年産米を40万トン、年内に買い入れを開始して、販売は10万トンという予定で、差し引き30

万トンの買い増し局面と考えております。ということで、向こう1年は需給は概ね均衡し得ると考えております。

7ページ、品質の状況ですが、今年10月末現在まででみますと1等米比率が76.8%と、一昨年より2.9ポイント、昨年よりも5.8ポイント高くなっております。特に、天候が順調に推移した北陸、関東、東北あるいは北海道で1等米比率の高い銘柄が目立っております。

1ページめくっていただいて8ページです。米の需給に関する動向。先ほど申し上げたような作柄の中での需給動向ですが、現在、出荷の積み上げ段階にありますが、単位農協等から全国団体への販売委託数量は10月末現在で310万トン程度になっております。

下の文章のところですが、まず生産者から単位農協などの集荷団体への委託あるいは売渡数量が10月末現在で432万トンということで、前年同時期409万トンを若干上回っております。このうち、単位農協等から全国出荷団体への分が今申し上げた310万トンで、前年同時期307万トンを3万トン上回っております。一方、生産者から単位農協等以外、直接生産者から販売される分が93万トン、前年同月が95万トンですので、ほぼ同水準になっております。

ちなみに、右上の表を見ていただくと、幾つか分かれています、生産者から単位農協等、これがさっき申し上げたように17年10月末現在で432、一番右の数字です。このうち単位農協等から全国出荷団体が310ということですが、単位農協等が独自に自分で販売する数量については数字を入れておりません。上の432から310を差し引くと122万トンという数字が出ますが、単位農協等に出荷されたものが全国団体に委託されるのか、直接販売されるのか、現在進行中の段階かと思っておりますので、ここはあえて数字を入れておりません。もう少し段取りが進捗した3月の指針で御報告をしたいと思っております。

次に9ページですが、米の検査の動向。これにつきましては、右側のグラフを見ていただいてわかるように、17年産米が14年産ないし16年産と重なっております。10月末段階で365.6万トンと、ほぼ平年並みの水準で推移をしております。

10ページですが、では委託を受けたものがどれ位販売されているか。実際に売れた実績としては、17年産米、10月単月での販売実績が18.4万トン、7月から10月の累計では34.6万トンが全農・全集連からの販売として計上されていると聞いております。昨年7～10月の累計で37.5万トンでしたので、現時点ではこれを若干下回る数字になっております。

11 ページ、12 ページは以上申し上げた数字を表なり図でお示したものであります。特に 12 ページは、去年の 3 月からこういう形で示す試みを始めておりますが、例えば一番左を見ていただくと、生産者から単位農協等への出荷量、15 年産、16 年産、17 年産とありますが、太枠で囲ってあるのが 10 月末現在の途中の状況の数字であります。生産者から単位農協等、さっき申し上げたように、今年の 10 月末現在では 432 万トン。そういう見方をしていただければと思います。

右側にいきまして、13 ページ、うるち米以外、もち米については 16 年産の販売が 11.3 万トンと、15 年産の 5.7 万トンを上回った。あるいは下の段ですが、清酒用の原料については、清酒の消費減退もあって減少傾向にありますが、醸造用玄米については銘柄酒への使用量の増加などで若干前年を上回っている状況にあります。それから 14 ページ、加工米。主食用では対応しがたい低価格帯米について、転作扱いでの生産がされておりますが、これについては、表の一番右を見ていただいてもわかるとおり、19.3 万トン、16.3 万トン、10.4 万トンと、出荷量が減少傾向にありまして、こういったものについてユーザーのニーズに対応した生産ということも課題になっております。

次に 15 ページ、政府米の販売状況ですが、政府米の最近の販売状況は月 5,000 トン前後で推移をしております。現在売っておりますのは 9、10、11 年産米になります。実際の数量は、表 - 9 の一番下を見ていただくと、特に今年の 5・6 月以降、5,000 トン前後の販売が続いているという状況でございます。

16 ページを御覧いただくと、在庫の状況ですが、これは 10 月、11 月の部会でも御報告したとおり、昨年 6 月に比べて特に民間在庫が減っております。官民合わせますと、今年の 6 月末で 259 万トンですが、民間在庫は 175 万トンということで、昨年より 38 万トン少なくなっております。一方、政府米の買い入れは、16 年産は 37 万トンを買入れまして、直近の 10 月末の政府米の在庫数量は 71 万トンとなっております。16 ページの棒グラフに官民合わせた在庫の状況が、年の推移が書いてございます。

それから、17 ページの右側の棒グラフが 10 月末現在の政府の在庫水準であります。9 年産、10 年産、11 年産が若干減って示されているのは、今年の 6 月末の 84 万トン在庫から 10 月末にかけて、9、10、11 年産を主食用に一部販売したり、一部、飼料用に売却をしております。それで在庫が減った関係を示してあります。その結果、10 月末在庫は 71 万トンとなっております。

18 ページでございます。流通在庫、特に旧食糧法のもとでの登録卸売業者の月末在庫量

の推移ですが、右の棒グラフをちょっと見ていただいて、7、8、9、10とあります。10月のところを御覧いただきますと、棒グラフが四つ並んでいます。一番右が今年、17年の10月の在庫31万トン。3年前、14年の10月末在庫31.9万トンとほぼ同水準になっております。昨年48万トン、これは15年産の在庫が多かったということで非常に高くなっていますし、その前の年は不作の年で、これも在庫が高かったということで、過去、かなり高い水準の在庫にあったものの、消化が進みまして、大体平年並みの水準になっているとみております。

次に価格の動向ですが、19ページを御覧いただきますと、センター入札、今年は昨年を若干下回る水準で推移しております。右側の折れ線グラフを御覧いただくと、一番上が15年産、その次が16年産、一番下が17年産ということで、昨年を若干下回る。総じて言えば五、六百円下回る水準になっております。理由としては、左の文章の下に書いておりますが、特に出来秋を中心に産地から多様なルートで直接販売も行われている。センターを必ずしも利用しなくても必要量を手当てできるという状況にあることも影響していると考えております。今後の動向を注視していきたいと考えております。

1ページめくっていただいて20ページですが、これまで5回、入札がありまして、直近は10月の下期でした。実は今週も入札があったわけですが、その結果は整理中でございます。20ページの一番上、産地銘柄ごとに見ると、申し込み倍率が0.2倍から3倍、落札率が2.6%から100%と、非常に銘柄ごとの格差が出ているというのが大きな特徴でございます。

それから、このページの2段落目ですが、上場銘柄数は、今年、計画では72銘柄、新しく上場される銘柄もあります。第5回までの上場数量の累計は19.1万トンということで、昨年、14.7万トンより5万トン弱増えております。これは入札取引ルールを改正して3分の1以上の上場というルールを作ったことの効果かと考えております。以下は銘柄ごとの直近の価格が書いてございますので、後ほど参考にさせていただければと思います。

22ページですが、卸売・小売価格の動向。別に農林水産省で月別の動向を調査しております。下の参考の表を御覧いただきますと、真ん中の16年産の欄の一番右側、年平均の対前年比率を見ていただくと、77、83というような形で並んでおります。16年産は不作だった15年産より大体2割方、卸売価格が下がったという状況です。今年17年産は、一番右の数字を見ていただくと、新潟コシヒカリが若干昨年より下がっていますが、あとは98から99%、昨年を若干下回るぐらいで卸売価格が推移しております。

同様に小売価格、23ページの表を見ていただくと、16年産は同じように15年産を2割程度下回った水準、17年産の新米については前年をやや下回る小売価格という状況になっております。

24ページ、もち米ですが、総じて言えば去年より3～5%ぐらい低い価格水準になっております。以上が消費、生産あるいは需給の動向です。

25ページから米政策改革の推進状況について、部会の都度、御報告しております。1の(1)ですが、10月27日に決定いたしました経営所得安定対策等大綱で、18年度に条件整備等の状況を検証した上で、19年産から新しいシステムへの移行を目指すということ、そして、そのシステムの大枠について決定をしたところであります。

これまでの推進活動の状況について、4月から5月にかけての状況は7月の指針で御紹介したところですが、それ以降も7月指針で示したイメージの図を使って、そのポイントであります、行政による配分を行わないが、情報提供に基づいて農業者・農業者団体が主体的に行う、あるいはJAなどの方針作成者が中核となって決めていく、地域協議会が調整の役割を果たすということを示しながら、JAに現場の担当が入って意見交換をやってまいりました。

25ページの右上にありますように、9月末現在で、566地域のJAで意見交換を行いました。その結果を、
、
と整理してありますが、
生産目標数量の配分。既にそういう取り組みを行っている、あるいは18年に向けて取り組みを行うというJAが約8割となっております。それから、
情報伝達を的確にしたい。これも既にやっているところ、あるいは18年に向けて行うところが全体の9割ぐらい。それから、
需要に応じた米づくり。これも既に工夫を凝らしているところ、あるいは18年に向け検討、取り組みを行う意向があるところが9割ぐらいということで、やはり18年の取り組みを着実に進めることが非常に重要な課題となっており、これに的確に取り組んでいきたいと考えております。

26ページの文章の後段ですが、「新たな米需給調整システムの具体的な流れの考え方」、これは11月7日の部会で御説明しました。こういったものも活用して現場の周知活動を進めていく。それから、18年産米、後ほど御説明するように、かなり生産調整を強化いたします。これを適切にやっていくということ、その際、担い手確保運動と十分連携をしていくことが課題であると考えております。

26ページ以降、地域の具体的な取り組みの事例を29ページまで掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

30 ページですが、新たな需給調整システムの具体像あるいは具体的な流れ。これは 11 月 7 日の部会で御説明しましたので、30 ページから 33 ページまでは説明を省略させていただきます。

34 ページ以降、米政策改革推進のための個別具体の対策の推進状況であります。これもごく簡単に申し上げます。

集荷円滑化対策は、34 ページですが、138 万人の加入ということです。作況 101 で、今年初の発動になりまして、23 の道府県で実施に入っております。当面の見込みでは 9 万トンの豊作米のうち 8 万トン程度が区分出荷される見込みと考えております。

2 ページ飛ばしていただきまして 37 ページ、稲作所得基盤確保対策。こちらは、17 年産の加入状況、下の方でございますが、97 万人、契約数量 408 万トン、ほぼ前年と同水準になっております。

1 ページ飛ばしていただいて 39 ページ、担い手経営安定対策。こちらにつきましては、特に 2 月以降、農業団体との間で全国担い手育成総合支援協議会というのを立ち上げて参加の促進に取り組んでまいりました。その結果、17 年産の対策加入件数が 3 万 2,000 件、加入面積が 18 万 3,000 ha ということで、この 1 年の新規加入が 5,000 件、2 万 2,000 ha という成果があったところで、こういった取り組みを引き続き継続しているところでございます。

また 1 ページ飛ばしていただいて 41 ページ、もう一つの支援対策である産地づくり対策。これにつきましては、文章の 2 パラ目のところにありますように、17 年度は 2,227 の協議会で策定をしております。これについて実施状況なり活用状況の検証を行っております。41 ページの真ん中あたりですが、作物作付あるいは販売については 5 割の協議会が目標を達成した。担い手の明確化、土地の利用集積については 4 割が目標を達成したというような自己点検の結果になっております。

41 ページの後段から、活用状況として作物作付けあるいは作業受委託や流動化などへの使用割合。42 ページの頭はどういった作物に交付をしているか。麦、大豆、飼料作物が 6 割程度を占めている。それから、担い手を対象とした交付。特に地域の担い手のみを対象にしたメニューを設定している例が全体の 4 割程度あるということでございます。

今後の取り組みとして、目標達成の自己評価などの掘り下げた議論を行ってより高度な取り組みを続けていく。特に担い手運動とも連携をして、担い手の明確化、位置づけにステップアップしていくという取り組みが重要であると考えております。

43 ページは具体的な取り組み事例を例示しておりますので、参照していただければと思います。

44 ページ以降、輸出入の動向ですが、輸入に関しては、ミニマム・アクセス米、国内の米生産に影響を与えないよう加工米などに販売をしております。10 月末の持ち越し在庫が 170 万トンとなっております、引き続き新規用途の開拓などに取り組んでいるところでございます。

45 ページ、WTO 農業交渉の状況です。 は一般論ですので、 を御覧いただきますと、昨年の枠組み合意以降、特に今年の秋に入りまして各交渉グループなどから具体的な数字を含んだ提案も出されております。現在はこういう提案をもとに積極的な議論が行われていますが、立場の隔たりはまだ埋まっていないということで、フルモダリティを確立するという香港の目的は見直す必要があるとされたところであります。いずれにしても、我が国としてはその主張を最大限反映するよう取り組んでいく考えでございます。

46 ページ、輸出の動向でございます。これも過去の指針でも紹介していますとおり、大体年間 400 ~ 500 トンの輸出の実績になっております。国としても支援体制をしいております。協議会での取り組み、あるいは相手先国の検疫・通関制度の見直し要請など、引き続き進めてまいりたいと考えております。以上が動向編でございます。

次に需給見通しで、今回、生産目標数量の決定と配分をいたしますので、ここがポイントになります。11 月の部会までに御説明した点は割愛させていただいて、49 ページを御覧いただきたいと思っております。

10 月の部会のときに既に御説明したように、需要見通しのトレンドにつきましては、49 ページの数字を書いた表がございますが、平成 8 年以降のトレンドで出しております。今回、目標設定に使う 18 / 19 の需要見通しは 844 万トンと設定しております、その前の年 853 万トン、その前が 865 万トンというような形で現在考えているところでございます。

1 ページめくっていただきます。そういう需要見通しをベースに、まず向こう 1 年の需給のフレームを決めたいと思っております。右側の表を御覧いただきたいと思っております。6 月末の官民合わせた在庫が 259 万トン。このうち政府米の在庫が 6 月末で 84 万トン、先ほど御覧いただいた数字です。17 年産の生産量が、主食用は 893 万トンあります。これと在庫を合わせたものから向こう 1 年の需要 853 万トンを引きます。さらに、政府の古米のうち 23 万トンを飼料用等への売却ということでフレームから外すことを考えております。以上の結果、来年 6 月末の官民合わせた在庫は 276 万トン。括弧で 8 という数字が書いて

ございますが、区分出荷が見込みどおり行われればそれは主食用のフレームから外れますので、来年の在庫見込みは268万トンになる。今年より若干多い程度の水準と考えております。

右側、政府米につきましては、今年6月末の在庫84万トンですが、買い入れを40万トン、売り渡しを10万トンの予定で計画をします。それから、先ほど申し上げたように古いお米、9、10、11年産のうち品質的に劣化したものについて23万トンを飼料用等に売却。その結果、来年6月末の在庫は91万トンという見通しを立てております。

左側の文章はそういうことが書いてございます。1点だけ申し上げますと、文章の5のお書きのところですが、回転備蓄、政府米の備蓄の運営の仕方として、今年7月から来年6月までの政府米の売買については、販売の実際の数量が計画の10万トンを下回ると見込まれた場合には、その差の分を政府米の買い入れ数量から減ずるといった形にしたいと思っております。販売が減っているのに買い入れだけ行って、在庫が積み上がるようなことは避ける運用にしたいと思っております。それが向こう1年のフレームであります。

次に51ページですが、今日お決めいただくのはその先の1年、18年産の目標数量についてでございます。これについては、言葉も書いてございますが、52ページの右側の数字が並んでいるところを御覧いただいた方がよろしいかと思っております。

需要見通しが844万トンですが、豊作による過剰分、今年の豊作分が9万トンございます。これは一旦18年産の生産数量から引こうと思っております。さらに、過剰作付による需要見通しを上回る生産の抑制分を10万トン差し引きたいと思っております。17年産米について転作がきちっとできていないことによる過剰が17万トンあります。ただ、その全量を来年生産から除くと需要との関係で引き過ぎになりますので、ぎりぎり引き得る数量として10万トンを差し引く。合わせまして18年産米の生産目標数量は11月の当初配分ベースでは825万トンにしたいと考えております。

ただ、実際は17年産米の区分出荷が行われて、現在、8万トン程度は主食用以外で処理される。したがって、この分は18年産に生産として復元しても構わないと思っておりますので、最終的に補正したものとしては833万トンの目標数量になる見込みと考えております。前年、17年産が851万トンでしたので、18万トン、2.1%の生産削減になると考えております。

以上のような形で全国の数量を設定した上で、次に都道府県ごとの数量の配分の考え方です。これも、言葉も書いてございますが、56ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらに端的に整理をしてあります。

大きく二つの要素がありまして、まず 844 万トンという需要ベースの部分を県別にどう配分するかということです。その中に二つの要素がありまして、まず都道府県ごとの需要見通しをどれだけウエートづけるか。これは限りなく 10 割に近づけたいということで、9 割に設定したいと考えております。それ以外の要素、1 割の部分で、右側に書いてありますが、三つの配慮事項、16 年産米の政府買入数量、16 年産米の生産調整の取り組み状況、それから 17 年産米の配分実績、これを移行措置として 1 割のウエートで見たいと考えております。去年は需要見通しが 6 割、それ以外の要素が 4 割でしたので、今年は 9 対 1 の配分で進めたいと思っております。

なお、左側の 9 割の需要見通しをつくる際の取り方ですが、6 中 4 と書いてございます。去年は 5 中 3 で計算をいたしました。もともとデータが 11 年以降のデータしかありませんので、去年は 11 から 15 までの 5 年分、そのうち最高、最低を除いた 5 中 3 で計算をしました。今年は 16 年分が新しく加わりまして、6 年分のデータが手元にあります。それをどう使うかということですが、6 中 4 にしたい。これについては、5 中 3 と 6 中 4 を比べると激変緩和と、変動幅が若干圧縮されるという効果があります。今年は需要見通しを 9 割にするということ、それから、後ほど申し上げますが、配分単収を是正する。それが実質転作強化になるという要素がございますので、激変緩和という意味で 6 中 4 で 9 割の部分を計算したいと思っております。

その他に、左下に二つ枠がございますが、先ほど申し上げた豊作による過剰分 9 万トン、これを該当する都道府県ごとに一旦控除します。それから、一番左の下ですが、転作がきちっとできていない分での削減分 10 万トン、これも該当都道府県ごとに控除をするという考え方でございます。それを積み上げますと 825 万トンになりまして、県別に区分出荷した量、8 万トンが戻されて、先ほど申し上げた 833 万トンの見込みに戻るという考えでございます。こういう配分の仕方をしたいと考えております。

ページをめくっていただいて 59 ページですが、若干細かくなりますが、今御説明しなかった 1 割の部分の計算はどうするのかということも指針にはきちっと書いてございます。簡潔に申し上げますが、まず政府米の買入数量は、16 年産米の政府の買入数量は 59 ページの表にありますような実績になっておりますので、この数字、全国合わせると 37 万になります。

それから、60 ページ、16 年産米の生産調整の取り組み状況。これは、左の上に解説があ

りますが、15年産以前のように面積ベースで生産調整を達成した、あるいは未達成だったというデータの取り方ができないので、左上の3行目の終わり辺りからですが、平年ベースの生産量、平年単収と都道府県ごとの作付面積を掛け合わせるとそういった数字が出ます。平年だった場合の生産量が各県に配分された生産確定数量、目標数量をどれだけ上回ったか、その分が需要見通しを超えた余剰作付であるという考え方で計算をしております。その具体的な数字が60ページの表で、三角がついているところは超過達成、生産目標数量、平年よりも生産が少なかった。プラスになっているところは上回っていたということで、この数字を使って1割の中で反映をします。

最後に61ページですが、これは17年産米の生産確定数量そのままの数字です。851万トンが全国ですが、この数字を全部積み上げて、それぞれ県ごとに使ってウエート作りをします。そういう計算の方式で1割の部分は算定したいと思っております。

それから、62ページと63ページですが、ちょっと細かいことになりますが、ここは何が書いてあるかといいますと、まず62ページは、ちょっと戻っていただくと、56ページの左下に豊作による過剰分9万トンを該当する都道府県ごとに控除。その9万トンは、後で8万トン戻したりするわけですが、こういう計算を県ごとにどうしているのかという豊作分の扱いが62ページです。それから、56ページの左下の転作がきちっとできていない分、10万トンを県別にどう割り振るのか、その算式が63ページになっております。

ここは、特に各県にとっては非常に関心の高いことかと思しますので、簡潔に説明をさせていただきますと、62ページは、表の一番上だけ見ていただければと思うんですが、左から三つ目のところに対策加入農業者積み上げによる区分出荷見込み数量、7万7,184トン、これが県別の数字でございます。これは11月時点で国の調査で各県ともこれぐらいの区分出荷はできるだろうと見込んでいる数量です。一方、右から二つ目の欄、8万5,520トンというのは、全国ベースでの豊作による過剰分です。つまり8万5,520トンと7万7,184トンの差は区分出荷ができずに来年に持ち越されて来年の目標数量から最終的に引かれる数量、8,336トンであります。

各県からは、7万7,184ベースのものプラス8,336を各県ごとに割り振った数字を一旦差し引きます。ただ、実際には7万7,184ベースのものは戻りますので、最終的に8,336ベースのものが各県の目標数量から削減されたままになるということです。この8,336というのは各県の豊作の度合い、集荷円滑化対策への加入の度合いに応じて案分してあります。豊作、作況が高ければ高いほど多くなりますし、集荷円滑化対策への加入率が低ければ低

いほど多くなると、そういう算式であります。

それから 63 ページですが、過剰作付けがある分の引き方。具体的な数字を算定した結果を右に書いてありますが、この考え方は、63 ページの上から 6 行目辺りからですが、先程もちょっとありましたが、平年ベースだったらこれだけの生産になる。それと生産確定数量の差、上回っている分ですね。ただ、配分基準単収が低く設定されたことが原因になる分もありますので、それはダブルカウントを避ける意味で除いています。そういう計算をして、各県が転作がきちっとできていない分でどれだけ需要見通しを上回って生産したかという数字が右に書いてあります。これが全国 10 万トンになるように圧縮した数字で、63 ページに書いてある数字が各県の生産目標数量から引かれています。以上が配分のやり方でございます。

結果として、64 ページをお開きいただきますと、恐縮ですが数字がまだ入っておりません。64 ページの左側は、今日御審議をいただいて、今御説明した考え方でよければ、それで計算をして数字を入れます。算式が決まれば答えが出ることになっていますので、考え方を御了承いただければ、たった一つの答えが出るようになっております。

なお、参考 1 と参考 2 がありますが、参考 1 というのは 844 万トンという需要のベースだけの計算で配分するところになります。豊作による過剰分とか、転作ができていないことによる過剰分を除く前の姿、ある意味で実力ベースというものが参考 1 です。これは全くの参考です。

それから参考 2 は、むしろこちらの方がある意味で大事かと思うんですが、区分出荷をやった結果、補正をした最終形、833 万トンベースで、最後の形はこちらに近くなるかと思えます。ただ、右の注にありますように、この部分の数字は実際に区分出荷をした報告を受けて数字を確定させますので、ここに出てくる数字とは最終形は若干違ったものになる可能性がございます。今日御審議いただきましたら、数字については最後の段階で委員のお手元にお配りしたいと思っております。

説明の最後になりますが、66 ページ、19 年産以降の検討の方向。これについては今日お決めいただく事項ではございませんが、19 年産以降、新たな需給調整システムへの移行を目指す、そのための検証も行っていくという中で、どういう方向を目指すかということについて示してあります。これは 7 月指針でお示しさせていただいた内容をほぼ踏襲しております。

一番のポイントは、需要実績による需要見通しを 10 割のウエートに持っていくというこ

とかと思います。一方、66 ページの左の過去の需要実績、6 中 4 なのか 5 中 3 なのかというのは、7 月段階では 5 中 3 とお示ししていたわけですが、その後いろいろな議論もありましたので、ここは最終的にはできるだけ確に実績を反映するというので、ルールを今後決めていきたいと思っております。そういう今後の検討の方向としてお示ししております。

第 3 が国の方針になっておりますが、この内容はほぼ御説明をしたと思っておりますので、今回は説明は省略させていただきます。

以下は参考付録、それから、別に、若干厚い資料ですが、「地域水田農業ビジョンの見直しに関する事例集」というのも参考配付をさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上です。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料につきまして御質問、御意見等がございましたら御自由に御発言をいただきたいと思っております。

山田委員どうぞ。

山田委員 話が多岐にわたりますので、よろしく願いいたします。

まず、6 ページに表がありまして、豊作以外の要因による過剰分 31 万トンがでていて、このうち配分単収の設定水準が低いことによるもの 14 万トン程度、残りは 17 万トンあるわけで、この 17 万トン分は計画生産がうまくいかなかったということでもいいわけですね。

その次に、19 ページのコメ価格センターの入札価格の動向等を見ましても、価格はこういう形で低下しているわけですから、17 年産におきましても 60kg、400 円から 600 円を下回る水準で推移しているということですよ。豊作以外の要因等による過剰分等々がこういう形の価格の低下をもたらしているのではないかと思います、その点の確認。

その上で、25 ページに米政策改革の推進について、新たな需給調整システムへの移行に向けてアドバイザー活動が実施されているということで、ここを読ませていただき、説明を受けた限り、全体としてそれなりにうまく進んでいるという言いぶりがなされているんですが、本当に大丈夫かということでありまして、この前提に立って、51 ページ以降の、例えば来年の生産目標数量の設定に当たりまして、51 ページの左側の、理解するのが容易じゃないんですが、言うなれば需要見通しを超えて生産された数量 17 万トン程度があつて、

に、生産調整の取り組みが十分に行われなかったことにより云々としておりますが、生産目標数量から削減しますよということになっていて、63 ページですか、都道府県ごとに、と

りあえずその分を10万トンと見てお書きになったわけですが、こんな数字が載っているわけですね。これは率直に言いまして生産調整が未達、そういう言葉を使うのか使わないのかわかりませんが、先程書いてあった言いぶりからするとそういうことですかね。数字を見ますと、千葉県が一番多いんですか、千葉とか茨城とか福島とか、こういう数字がずっと挙がっているわけだから、最近では生産調整の未達成ということと言わないけれど、裏返して言うと、この辺の県についてはそういう課題を抱えているということを示されたというふうに見ておりますが、それでいいのでしょうかです。

その上で、66ページまで進むのは早いかもしれませんが、ようやく質問に入るんですが、63ページのこういう形で配分されて、64ページ、65ページ、833万トンを配分されるわけでしょう。こう配分されて、果たしてちゃんと計画生産できるものなのかどうか。18年産におきまして、もしもこれが順調にいかないということになると、6ページに戻って、また過剰分が出てきますよ。さらにそれが19ページになって、価格が下がりますよ。

言うなれば、配分はこうしました。しかし果たして達成できるかどうか聞きたい。配分しましたが、達成できないとまた余ってきます。値段が下がりますという構図になるのではないかと思うんです。新たな仕組みでは、ここに書いてあるように、非常にうまくいっている。情報が伝わって、事例も含めてなかなかうまくいっているというように書いてある。どうもこの部分が合点がいかないというか、情勢認識として、甘いというか。

私が言うと、生産者団体がちゃんとやらないからだろうと皆さん言うかもしれませんが、さっきの出荷の動向なんか、丁寧に御説明いただきましたけど、JAが全部責任を持ってどうしますみたいな話には到底ならないわけなんです。

もう一回言います。そういう形の繰り返しの仕組みはちゃんと回転するのか。回転すると思ってこれを提起されているのかどうかということをお願いいたします。極めつけは一番最後。18年の検証なしで、18年に今言ったような動向がどうなるかということなしで、66ページに19年以降について、この仕組みをやりますよという絵が出ているわけだ。過去の需要を10割のウエートを見ますよと言って、右側へきて、豊作等により需要を上回る分については引きますよと書いてある。生産調整が不十分で未達だった部分は相変わらず引きます。引いて、やってみて未達。価格が下がる。また未達。価格が下がる。一体どこへ米政策を持っていこうとするのかということに、何となく、「おい、大丈夫か」と思いませんか。そのことを質問したいと思います。

八木部会長 関連して御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、資料の確認と、17万トンのオーバー分の点ですが、事務局からお願いします。

高橋計画課長 個々の御質問もあったと思うんですが、大きくお答えをすると、需要が853万トンあって、生産、収穫量が何万トンあって、その差がこれだけある。その要因は、豊作がこれだけ、配分単収がこれだけ、転作がきちっとできていないことがこれだけというふうには要因分析をして全体に示すという形ができるようになったのは、まさに、かつて面積配分をして、配分した面積を達成したかしなかったかの評価だけで生産調整が終わっていた段階ではできなかったことで、目標数量に転換して、実際に数量ベースで、何が原因で余っているかということに切り換えたからこういうことが見えるようになったんだと思います。

昨年、16年産でたまたま見えなかったのは、作況98で、その分が需要の中に隠れてしまって、かつ、去年は、まさに需給が均衡したがゆえに6月の入札で急に価格が上がったという状況もあったと思います。そういう意味で、状況認識が甘いのではないかという御指摘もあるんですが、こういうことを透明性をもって示して行って、さらに、今年はたまたま政府米の買い増し局面にあることもあって、17万トン分も含めて吸収されるかと思いますが、これだけのものを生産したら来年間違いない今御指摘のように生産過剰が出るということ、18年産の作付の前にすべての関係者が共有する形で示して、かつ、本来なら844万トンの生産で需給は来年は均衡するはずなんですが、それより10万トンを差し引く。

それは全県から引くのではなくて、県別の、産地ごとの需給というもの、それが当然あるだろう。豊作による過剰分もそうですし、需要見通しを超えて生産した分もそうですから、それはその県で責任を持って対処してもらおうという考え方を導入した。政策として、我々は現場に対して警鐘を鳴らしているつもりです。

これができるかできないかというのは、まさにこの冬に徹底して、行政も農業者団体も一緒になって取り組むしかないわけで、こういう考え方については、転作をやっていない人が負うのか、やっていた人が負うのか、現場に行けば行くほど大変な議論が出てくるかと思いますが、それを乗り越えていかない限り、どんな仕組みをしたって需給調整はうまくいかないだろうと思います。

かつ、我々役所が言っているだけではなくて、全農も「米事業改革」というのを打ち出していますが、販売を起点にする。売れるものを現場に提案をして、売れるものを集荷をする方向に切り換えていくということ、全農自身が打ち出していますから、その考え方と

今回ここでお示ししているものは軌は一にしているのではないかと思います。それができるのかできないのかというのは、まさにこの冬やって、冬にどれくらいできたかというのは来年の春になれば大体わかると思います。それは当然、検証に反映させていくべきものだと思っております。

八木部会長 他の委員の皆様方もいろいろ御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員 66 ページを見てもらって、19 年産以降の話が書いてあるもんですから、どうも気に入らないんですが、とにかく 18 年で新しい仕組みも含めて検証の上、19 年の新しい需給調整システムに移行を目指すということだと思うんですね。ここに 19 年以降の紙がこういう形で出てくるというのはどういうことかというのがあります。

とりわけ、19 年以降のこの思想を考えると、下の段ですが、とにかく過去の需要実績による需要見通しで、10 割ウエートで勘案するんですね。そして出てくる数字に対して、生産調整が未達だったりした過剰分を引きます。そして目標を出すということでしょう。しかし 10 割ウエートで見ますから、言うなれば作り得、作っちゃう。安くても何でも売り込むから、売れます。売れたら需要として曲がりなりにも勘案されます。10 割勘案しておいて過剰分は引きますよ。翌年はこの繰り返しになるわけだから、最終的には、過剰が出たって構わない。作って売っちゃえとしていた方が、限りなく過剰で差し引く分が小さくなっていくはずなんだ。そうでしょう。田んぼが急に増える訳じゃないんだから。ということなんだと思うんです。

そうなってくると、どうも印象として、確かに十分話し合っ、需要に基づく米作りが必要だというのはよくわかるし、一生懸命やっていかなければいかんだけれど、これだと過剰を作って売り込んだ方がよかったということになるんじゃないかと心配しているんです。要は、こういう形で 19 年を書く前に、今私が話したようなことも含めて検証すべきだと思うんですよ。その検証を 18 年にやると言っているんだから、それをやってほしい。

長くしゃべってもあれですから結論を言いますと、19 年の話は検証をやった上での話。大事なことはきちっと検証するということ。検証の体制を、本当に困っている当事者、どうしたらいいかと困っている当事者が自覚を持って取り組まなければいけないわけだから、当事者でしっかり検証するという仕組みを作ってもらいたい。幅広い議論が大事だということは否定しませんが、当事者が考えないとだめだと思っておりますので、その検証の仕組

みをつくるということをまずやるべきではないかと思しますので、その点を強く申し上げておきます。

八木部会長 総合食料局長どうぞ。

村上総合食料局長 冒頭のあいさつの中で申し上げましたが、19年から生産者・生産者団体が主体になった需給調整システムへの移行を目指しているということ、当然のことながら条件整備などについて来年の夏までに検証して実施を決めることになるわけでございます。

その場合の各県別の需要見通しの見方については、今まで、16年から、来年の分も合わせまして3年について、できるだけ客観的な方法で、しかも需要実績をできるだけ多く反映する形で、新しいシステムへ円滑に移行するように段階的に進めてきているということでございます。そういう意味で、今回、18年産につきましては10割に近づけるということで9割にしたわけございまして、我々としては19年から新しいシステムに移行する場合においては需要実績が10割という形に持っていくのが理想ではないかと考えて、7月の段階におきましてこのような考え方を示したということでございます。その辺、検証との関係等、思いはよくわかっておりますので、検証のあり方等につきましては、生産者団体の方ともよく相談をして、どういう形でやっていくかについても十分検討をしたいと思っております。

八木部会長 他にございますでしょうか。今の件に関してでもよろしいですし、別の件でも構いませんが。

藤岡委員どうぞ。

藤岡委員 今の、来年以降の配分といいますか、目標数量のことですが、今説明がありましたので、8割方わかったかなという感じはしていますが、国がある程度の基準を決めることは当然、然りではありますが、米、農業の生産量というのは、それでもって100%需給バランスをとるとというのは至難の技だと思っております。もちろん天候にも左右されますし、その時のあれでかなり違いますので、概ねの基準はこれでよしとして、問題なのは、県から市町村、地域へおりていく段階で、前の部会の時もお話ししたかと思いますが、的確に伝達されていないと、国が考えている通りに地元ではなっていないところがある。今までも見受けられましたので、その考え方なりをきちっと末端まで届けるように最善の努力をしてもらいたいと考えています。

それと、今、山田委員からも米の需給関係について話がありましたが、私は逆に、地域

の中においても独自に、法人経営なり組織なりで、自分たちで相当販売の努力をして結果に結びつけている生産者なり組織が結構、新しい16年からの制度で増えてきているという現実の中で、そういう、営業努力をして販売を拡大している生産者の努力が損なわれないような制度にしてもらわないと、いわゆる豊作なり転作の未達で、前年度より配分面積が多くなって、一生懸命販売の努力をしている人が報われない結果になると、19年度以降にやろうとしている売れる米づくり政策に逆行していくんじゃないかと危惧しているわけです。そういう意味で、県あるいは市町村の末端の配分の段階で一生懸命やっている担い手といわれる米づくりの農業者の努力が報われるような制度にしてもらいたいということをお願いしておきます。

八木部会長 今井委員どうぞ。

今井委員 今の藤岡委員の意見に賛同なんですけど、まず、売れる米作りということでは9対1という見方をしていただいたのはありがたいなと思います。ですが、6中4という考え方、今まで5中3できて、品目横断も5中3という考えできている中で、ここへきて6中4というのはどんなものかな。直近の数字を優先的にとるべきではないかなと思いました。

それから、我々末端の生産者というのは、18年産に向けて6月、7月に種もみとか資材を予約をしているんですが、ここへきて6中4なり、色々なものが入ってきて、数量的に大分変わってくると、本当に営農計画が立たない状況にありますので、何とかもう少し早めにお知らせいただけないものか。この部会を経て決断しなければいけないのはわかるんですが、前の時点では5中3という考えで表示されていたことを考えますと、もう少し早めにお知らせいただきたかった。

それから、さっき藤岡委員がおっしゃったように、市町村段階というのは転作面積が本当に把握されていない。数量が減らされて県におりたときの市町村段階の混乱状態が目に見えかぶんですが、今までまじめに数量を報告してきている者とそうでない者、まじめな人が報われないような政策になりかねないのではないかな。そういう意味でも、19年から農水省が確実な情報提供をする上で、方針作成者が農政事務所に数量を報告するような窓口を設けていただいて、報告者にメリットがあるような政策を何とか確立できないものかな。この時期にこう言うのも無理かもしれませんが、今後のことを考えたときに、確実な数量を把握するという意味では、報告する者も、上がってきた数字も確実なものになっていくんじゃないかな。認定農業者はそれぐらいの数量把握をすべきじゃないかなと思うんです。

が、その点いかがでしょうか。

八木部会長 今の6中4と5中3のところ、説明をお願いできますか。

高橋計画課長 7月ぐらいの段階で、できるだけ早く翌年の見通しができないかというのは、まさに御指摘のとおりで、今やっているプロセスはそういうことに向けて、今年はまだ過渡的な期間でもあるので、7月段階ではできなかったんですが、新しいシステムがきちっとできれば、7月に県別の需要実績がわかった段階で、10割というウエートとか、そのときには5中3なのか6中4なのかも、きちっとルールとして決まっていれば、計算をすればすぐにでてくるという方向を目指してやっているつもりです。

今年について言えば、7月段階で5中3という、去年を踏襲するという方向もあったんですが、裏腹の関係にある、今年は9対1なのか8対2なのかというところは流動的だったわけで、どちらにしても7月段階できちとした計算はできなかったんだろうと思うんですが、そこは9対1、9を入れたということと、配分基準単収の是正という状況があって、激変緩和にも配慮する必要があったということで、私どもとしては6中4を採用したということでありまして。

2点目につきましては、以前からも御指摘いただいているように、方針作成者が協議会にきちっと参加をして、意見が反映されるようにということで、この冬にそういう体制づくりに、役所からもきちっと指導して取り組むつもりです。その際に方針作成者がこれだけの生産実績があるとか、需要があるとかいうことをどう地域協議会に反映させていくか、それも重要な点だと思いますので、御指摘を踏まえて、それも推進活動に反映させたいと思います。

八木部会長 食糧部長どうぞ。

高橋食糧部長 もう1点、数量ベースでのお話があったと思いますが、今回、新しい米政策改革の中で、従来のネガ方式からポジ方式にした。その結果、先ほど計画課長からも話がありましたように、どういう需給状況であるか、例えば過剰分がどの程度でてきているのか、その要因は何か、面積ではわかりづらかったものが量で計画をすることによってわかるようになったというのは一つの大きな成果だと思っております。

そういった意味で、ポジ化ということは非常に重要ですが、米政策改革を検討した過程において、それではポジ化を生産段階まで徹底できるのか。これはかなり技術的でしたので、実務的な課題で、検討委員会の場で、最後どのようにするかということはあるみたいですが、結果として、御承知のとおり今、国から都道府県、そして市町村段階

までは量で行っておりますが、最終の農家配分の段階では面積配分になっております。

面積配分もできるようにしたというところで今回の単収の問題も出てきているんですが、やはり数量ベースでは非常に難しい。さまざまな把握について、実務的にも、コスト的にも、実態的にも個人ベースのところは把握し得ない。そのところは、便法と言うのは変ですが、トータルの制度コストということを考えてみても面積でやることはやむを得なかったのではないかとということで、ポジ化したときの一つのやり方、技術的な方法として、最終の段階では面積で確認してもらうということをした経緯がありますので、さらにもう一度数量のところを探究をしていくことが可能かといいますと、今の状況では、当時の検討段階と変化はないのではないかなと思っています。

八木部会長 加倉井委員どうぞ。

加倉井委員 いつも単純なことを言いますが、19ページの右側の表、価格の動向として示されておりますが、これは、一般の庶民から見ますと、米というのはどんどんどんどん下がっていきんだ。次も下がる。その後も下がるという風に見えてしまうんですね。データの示し方で。私は一応、15年産が高いけれども、14年産は低いというのを知っていますから、低いところから出せば、ああ、値段ってでこぼこなんだなという表現になるけれども、一番高いところから下がっていく、ここだけ取り出して見せたら、また下がる、また下がる、これからも下がるんだなという話になってしまうんですね。データの表現の仕方です。

私は実はテレビのディレクターに、値段ってどんどん下がるんですねと聞かれたから、需要が減っているから、トレンドとしてはそうだけれども、そう簡単には下がらないよ。国境障壁が変わらない限り、基本的には冷害・凶作、不作がきたら値段は上がるし、豊作だったら下がるということであると言ったんですが、彼もこれを見て、米価って下がり続けるものなんだというふうに読んだんですよ。

表現として、でこぼこで示せば、ああ、でこぼこなんだなと見るし、下がっていくと示せば、ああ、下がっていくと読むし、素人ですから、出されたもので読むわけだから。これはどんどん下がっていきますという表現なんです。表現としては、ですから、その辺はお気をつけになった方が。この前はたしか低くて、上がったはずですよ。15年産は。うる覚えですけど、多分そうです。それを言わないとおかしくなってしまう。おどしになってしまう。

八木部会長 藤尾委員どうぞ。

藤尾委員 二つあるんですが、一つは15ページの最近の政府米の販売状況についてですが、月5,000トンという数字、今後もこれぐらいしか売らないということになれば大変なことになると思いますので、政府米を40万トン近く買い入れをされる話の中では、もう少し販売努力が必要ではないかと思います。

それから16ページ、流通在庫の現状ですが、16年と17年の6月で比較すると大体38万トン減っているわけですね。現在の価格からいえば仕方ないんですが、今後の需給を考えれば、在庫水準をどの辺で見ているかということについてお聞きしたい。

八木部会長 計画課長どうぞ。

高橋計画課長 1点目につきましては、まさに今回ここで向こう1年の販売計画10万トンということを設定しますので、その範囲内で、9、10、11年産のお米も23万トンは飼料用に売却しますし、それをどうするかというのは見きわめながら、まだ15年産、16年産という在庫もありますので、その扱いについても当然検討しないとイケないと思っていますし、いずれにしても来年6月末までに10万トンの販売というような計画で進めていきたいと思っております。

それから、官民合わせた在庫水準がどの辺が適当かというのは一概には難しいんですが、私も1年半しか計画課長をやっていないのであれですが、16年産というのは作況98、15年産米の在庫も相当な量あったんですが、6月にああいう価格の上がり方をしたというのは、在庫も供給もあわせて需給均衡をした結果が今年の端境期だったのではないかと。という意味では、今年6月末の在庫水準というのは一つの参考にはなるかなと思っています。この数字が適正在庫あるいは標準的な在庫とは、一概には言い切れないのではないかと思います。

それから、戻りますが、加倉井委員の御指摘のとおりで、14年産は16年産と同じような形跡をたどって、年明け以降ずっと価格が上がっていったという経過がございますので、グラフがごちゃごちゃになるということであえて書いてございませんが、これからは十分注意をいたします。

八木部会長 他にございますでしょうか。

藤井委員どうぞ。

藤井委員 2ページの米の消費をめぐる動きですが、-2の図で平成11年と16年の比較が出ていて、平成16年になると単品米から付加価値米やブレンド米と、多様な米を食べるようになったなど、改めてデータを見て感じました。

感想めいた意見なんです、こうした、お米が単に主食として食べるものから、多様な食品として消費者が認知して、いろいろな需要を喚起したというのは、この間、生産者の方が非常に苦労して米政策改革の中でやられてきたんだと思うんですが、売れる米作りということで消費者の需要を感じながら多様なお米作りをしてきた成果ではないかと思っています。

制度としては現場の混乱とか色々なものがあるかと思いますが、この間の改革が、消費者の中でもお米に対して、お米は単にお腹を満たすものではなくて、いろいろな機能があったり、また、ブレンド米のように非常に安いお米を求めたり、ある意味でニーズ掘りおこしてきていると思います。そういう意味では、この改革の流れを決して止めることなく、ぜひマーケットのニーズとか消費者のニーズに沿った米作りというものを制度設計の中でやっていただきたいなと思っています。

そういう意味では、いろいろな制度の設計がありますが、一度決めた方向をこころろ変えないで、大きな方向は維持していただきたいなと思っています。先ほど6中4、5中3の問題もありましたが、現場の中で、その都度、状況によって毎年こころろ変わるというのは非常に困難なことなんだろう。せっかく消費者の需要とかニーズに向きながら米づくりをしている、こういう大きな流れを変えずに、現在の制度の大きな枠組みを維持しながら、ぜひいい改革にしていく必要があるんだろうと思いました。以上です。

八木部会長 大木委員どうぞ。

大木委員 藤井さんの意見のところですが、2ページに消費者の購入したお米の種類がありますけど、確かに付加価値米を買う人は増えてきていますよね。ですが、これは農水省のモニターさんですので、比較的意識の高いグループの人だろうと思うんですね。それでも約7割の人は単品米を買っている。一般の消費者を対象にした場合は、8割ぐらいの人が単品米を買うのではないかなという思いがいたします。

私どもの以前の調査ですと、75%の人がお米に非常に関心があって、その理由として、お米は主食だからという意見が一番多かったんですね。そして購入の基準は何なんだろうといったときに、おいしいお米が食べたいんですというのが共通の意見なんです。ですが、お米は主食だから、お米の価格というのはあまりにも今は幅があり過ぎるけれども、やっぱり安い方がいいですよというのが大方の意見なんです。

お米の食べ比べを何度も何度もやってみたんですが、店頭で価格を見ますとかなり幅がありますよね。食べてみますと、炊きたての場合は、どうしてこれが1,000円ほどの差が

あるんだろう。私達テスターにとってはわからない。価格というのはどうやって決めているのだろうということを知りたいと思っているわけです。この表を見ますと、確かに消費者のニーズに沿った米作りをして色々なのが出てきたということで、付加価値に焦点があるようですが、やっぱり消費者が買うコストも重要であるということもお考えいただきたいなと思っております。

それから、消費者のニーズに合ったお米というのは、一般の消費者がおいしいから食べるというのではなくて、病人だっておいしいお米は食べたいわけですから、技術開発というものと流通さんとが手をつないで、病人の方にもおいしいお米を食べさせるんだというところがどこかにあって、そういう方向に持って行っていただきたいなと思いました。

それから、先程生産者の御心配の御意見も色々おありだったと思うんですね。18年度のこれから決める量について。それは、生産量のことについてですが、御説明を伺って、これについては一生懸命考えてやってくださったものだと思えますし、偽装しているわけではないと思えば、これでよいのではないかなという私の感想です。

八木部会長 ありがとうございます。

岩田委員どうぞ。

岩田委員 意見なんです、25ページの米政策改革の推進についてというところで、大変御努力して各地でJAを中心としたヒアリングをやっていらっしゃるところで、8割、9割は前向きにやっていますよというお話があって、普及事例というか、よい取り組みをしていらっしゃる事例もあると思うんですが、これはこれでいいことだと思うんですが、JA、協議会が頑張っていて、本当に現場までうまく情報が伝わっているかどうかというところが最終的には大事だと思うんですが、できれば、現場の声ということですか、一つのJA、あるいはモデル地区でアンケートをとってみるとか、どういうところが足りない、どういう情報が欲しい、あるいは、この辺はよくわからないというような情報が挙がっているとすればそういったものを吸い上げてみるとか、よくやっている、あるいはいい事例を出すのも大事だと思うんですが、一方で、この辺に課題があるとか、今後はこうした取り組みも必要であるというような情報もつけ加えておく方がいいのではないかなという気がしましたので。

八木部会長 他に、よろしゅうございますか。

委員の中からも農家レベルでの対応について心配する声もありましたし、制度というのは誰にでもわかりやすいものがないわけですので、19年からの新しいシステムへの移行に

向けての検証作業は、ぜひ早めに取り組んでいただきたいと思います。

ここまで議論いただきました「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」につきましては、事務局の提案どおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。それでは、食糧部会として事務局案について了承したいと思います。

事務局におかれましては、先程示された算定方法に基づき、平成 18 年産米の都道府県別の生産目標数量を定めるようお願いいたします。

米の先物取引に関するヒアリング

八木部会長 それでは、続きまして米の先物取引に関するヒアリングを行いたいと思います。本日は、米穀卸売業団体、外食産業団体、消費者団体から、それぞれ代表者にお越しいただきましたので、御紹介申し上げます。こちらの席にお移りいただけますでしょうか。

〔ヒアリング者着席〕

八木部会長 それでは、本日お出でいただきました代表者の方々を御紹介申し上げたいと思います。

全国米穀販売事業協同組合の古橋政弘常務理事です。

日本フードサービス協会の高城孝助広報委員です。

全国消費者団体連合会の神田敏子事務局長です。

よろしく願いいたします。

各代表者の皆様には御多忙のところを御足労いただきまして、誠にありがとうございました。本日は遅くとも 16 時頃終了したいと考えておりますので、誠に恐縮でございますが、御説明につきましてはできるだけ簡潔に、それぞれ 10 分以内ということをお願いできればと思います。その後 30 分程度、各委員と代表者の方々との質疑に当てたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず全国米穀販売事業協同組合の古橋政弘常務理事から、よろしく願いいたします。

古橋全米販常務理事 ただいま御紹介いただきました、全国米穀販売事業協同組合、略

称「全米販」と言いますが、常務理事を務めさせていただいております古橋でございます。本日はこのような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございました。全米販としての率直な考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず結論から先に申し上げれば、基本的には先物取引というリスクヘッジ機能は必要であると考えております。私どもの現状認識として、米の流れは平成7年11月1日の食糧法の施行以来規制緩和が実施され、続いて平成16年4月の改正食糧法に至って一層の規制緩和が進み、末端の流通段階ではまさに米流通の自由化がなされたと言っても過言ではありません。

米の流通は大きく分けて二つの流れがあるといえます。一つは全農・全集連を經由して委託販売されるもの、これを市場内流通と仮に申し上げれば、もう一つは全国集荷団体を經由しないで販売されるもの、いわゆるJA直売とか生産者直売等であります。仮にこれを市場外流通と呼ぶことにします。価格はそれぞれの場で、それぞれの形で形成され、取引されていますが、市場内流通玉を扱うコメ価格センターが行う入札取引による価格が主たる指標価格として世の中に公表されております。そして市場外流通玉はその指標価格をベースとして、その時々々の市況によって取引価格が指標価格の上になったり下になったりします。つまり市場外流通玉は市況をより敏感に反映して動きます。

市場外流通玉は、以前は不正規流通米と呼ばれたり、食糧法施行時は計画外流通米と呼ばれ、それほど大きな流通量ではありませんでした。昨今では市場内流通玉に劣らない位の数量が流れる状況になってきました。特に出来秋から年内いっぱいまでは市場外流通玉の動きが顕著でありまして、コメ価格センターで形成される指標価格とは相当乖離した、独自の価格で流通することがしばしばあるわけであります。また、この時期は端境期でありまして、新米と古米が同時並行して流通いたします。先物取引の創設が切実に望まれるのは、まさにこの端境期における指標価格の水準が市場実勢に合っていないことが問題となっているからであります。

端境期における取引価格については、長年私どもは頭を悩ましてきました。新米が安く古米が高いという価格の逆転現象、つまり親不孝相場により、卸では在庫差損が発生し、多くの卸が赤字決算を余儀なくされる事態が度々起きてきました。その原因は、コメ価格センターの入札が6月で終了し、その指標価格が10月まで固定され、それが相対価格として適用されることから、新米の作柄いかによっては新古逆転の親不孝相場が発生するわけであります。このことが長年、つまり入札制度が導入されて以来続いてきたと言っても

過言ではありません。

それではなぜ親不孝相場にならないように相対取引の仕組みを考えなかったのかとの問いに対しましては、売り手側との交渉が整っていないということでもあります。具体的に、本日資料を1枚お出しさせていただきましたが、この資料はコメ価格センターが公表した資料を米穀機構がホームページに載せている資料でございます。

上の方に3本の折れ線グラフがありますが、現在取引されている17年産は一番下でございまして、8月の早場の時期から1万4,718円ありますが、大体玉の出そろう10月下旬が1万5,387円になっております。その上の16年産の最後のところ、6月の時点の価格を見ていただきますと1万6,141円でございます。6月で16年産の入札が終了して、この価格がずっと10月まで引っ張られるわけでありまして、従いまして、翌年の10月まで、17年産との差、-354円になってはいますが、古米の方が高くて新米が安いという現象になっております。

同様に15年産と16年産のところを比較して見ていただいてもおわかりになると思います。15年産、一番上の表の一番最後、1万7,872円でございます。それが10月まで続くわけでありまして、同時に16年産の新米が出てまいります。同じように比較いたしますと、10月下旬に大体玉が出そろいます。それが1万5,845円あります。15年産と16年産の格差は2,027円あります。つまり新古逆転して2,000円以上の格差が出てきます。そういうことで、在庫差損と申しますか、逆転現象で非常に苦しんでいるというのがこの表であります。

このように、毎年6月、7月になりますと、この先に出回る新年産米の動向が最大の関心事となります。新年産米が豊作であれば手持ち在庫が在庫差損を発生させる危険がありますので売り急がなければなりませんし、逆に不作との情報が入れば、流通していた玉が市場から姿を消し、市場外で高値で流通し、我々の手には入らない状況になってしまいます。まさに豊凶によって市場は大きく変動します。極論を言えば、7月から12月まではまさに手探り状態で一喜一憂しているのが現状であります。この状況を打開するには、先物取引というリスクヘッジの導入がこれを解決する一つの道であると考えます。

また別の観点から申し上げますと、米は粗利益率の極めて低い商品であります。米穀機構保証調査部の資料によりますと、米卸の平成16年度の粗利益率の平均は5.37%であります。それぞれの卸が経費節減やリストラ等によって経営の合理化に努めているわけですが、コンタミとかトレーサビリティ等の対策のために、また精米機の新機種導入の

ために設備投資に相当額を費やす必要に迫られていることでもあります。むしろ米を取り巻く環境が極めて厳しく、市場競争の激化による経営環境の悪化が挙げられます。

例えば一つには大口需要先への納入競争、二つには生産者直売あるいはJ A直売の増加による既存販売ルートの変化、三つにはコメ価格センターの指標価格、つまり卸の仕入れ価格が公表されていることによる卸の利幅の低さなどが卸の努力だけではいかんともしがたい状況に置かれ、全体としては減収減益を余儀なくされ、残念ながら倒産に追い込まれた卸も近年増えております。そういう中で、少しでも安定的に経営を行うためには、米先物取引は一つの選択肢であると考えます。

ただ、17年産米においてはコメ価格センターは仕組みを見直して、端境期に入札を実施する方向の改善をいたしましたので、来年の端境期には需要をより反映した価格形成がなされることを切に願っているところであります。買い手として市場で適正な価格を探る力をつけていくのはもちろんのことではありますが、売り手に希望価格が認められている中で、市場実勢にどこまで近づいた指標価格を形成できるか、注視していきたいと思っております。

加えて、米政策改革の進展に伴い、生産サイドに新たな動きが出始めております。需要に合った売れる米作りを目指して契約販売をより前倒しに行おうとする動きがそれであり、今後は播種前や複数年での契約と数量、価格、引取期限を特定した契約栽培方式を主体として拡大する方向すら打ち出されております。このような早い時期での契約では、卸は需要の減少のリスクはもちろん、価格の決め方によってはこれまで以上に価格リスクを負うこととなります。

以上が販売業者が直面する問題点ではありますが、一方で生産者の方も、出来秋に先物につなぐことによって収入の安定が図られるのではないのでしょうか。また、需給の状況によって国が政府備蓄米を市場に放出したり、市場から買い上げたりして需給の安定を図るべく対策を打たれております。そのことは市場の価格の乱高下を防ぎ、ひいては消費者価格の安定対策となることは十分認識しているところであります。ただ、今までの例を振り返ってみると、状況を慎重に見極める必要があつてか、事態の進行と対策の決定、実施までの時間差が生じるわけでありまして、直面する価格の乱高下に対策が十分効果を発揮しない場合もあるわけでありまして、そういう場合の対応策として先物取引は有効であると考えます。

また、このような備蓄運営、あるいは生産者による需給調整があることによって先物取

引市場が影響を受けるのではないかとの危惧がありますが、今の現物市場や取引の状況を見れば、その対策が与える影響よりも、現状の置かれている状況の方がより深刻であると言わざるを得ません。改正食糧法では規制緩和を促進させ、全体として自己責任を標榜しておりますが、一方でリスクヘッジの道が閉ざされていたのでは、卸経営は先を見越して安定した取引ができません。二、三カ月先の取引どころか、翌月の取引すらままならないのが現在の状況であります。

以上のような理由から、現物市場の確立と並行してリスクヘッジの機能の導入をあわせ検討されることを特に希望いたしまして私の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして日本フードサービス協会の高城孝助広報委員からお願いいたします。

高城フードサービス協会広報委員 高城でございます。

今お話を伺って、本当に勉強になりました。私ども米のユーザーとして、外食なんです、今るる御説明を伺って流通の構造がよくわかりまして、結論から申し上げますと、私どもも先物取引は賛成でございます。基本的には安定供給を図るためのリスクヘッジとして先物取引というのは検討されていい時期にあるのではないかと思います。

先ほど古橋常務が御説明されましたように、価格変動と、不作の時供給が安定的に得られない、これがフードサービスとして一番困ることでございます。釈迦に説法になってしまいましたが、既に、主食以外の色々な食品の品目が対象になっておりますね。卵をとっても、我々にとって入手が困難な状況になっているかということそういうことはございませんし、もう一つ、米という商品考えたときに、主食であるから投機の対象にするのはおかしいという議論があるかも知れません。ただ、では米が昔言われたような主食の位置づけにあるかどうかというと、だんだん高齢化しますと米の食べる量は減ってまいりますし、今の若い方がコンビニ等で利用しているお弁当、主食としての米を家で炊いて食べるという需要の形態もかなり変わってきていますし、これから 2007 年問題で、団塊の世代を中心にした人たち、私も含めて、リタイアしますと家庭にすることが多くなって、外食・中食需要というのが相当上がってくると思います。ですからそこら辺の需要構造は大分変わってくると思うんですが、私どもとしては、これ以上あまり言うことはないんですが、ともかく安定的に、価格がそれほど変動しないで入手をしたい。

といいますのは、食材が上がっても今の時代は販売価格に転嫁ができない。お客様は高品質に加えて、価格を下げてくださいと要望される。マクドナルドのハンバーガーの半額セールが始まってから、だんだん消費者のニーズが、値段は下げて品質は上げてくれという形になっている。私どもは食材が高くなっても価格に反映ができないというのが実態でございます。したがって、不作のときも安定的に米が入るような対策として先物取引制度というのを導入すべきではないかと考えております。

簡単ですが、私からは以上です。

八木部会長 ありがとうございます。

では、続きまして全国消費者団体連絡会の神田敏子事務局長、よろしく願いいたします。

神田全国消費者団体事務局長 全国消費者団体連絡会と申します。全国消団連でございます。今日は私の方はペーパーを提出しておりませんので、口頭で失礼させていただきます。

お二人の方からのお話を聞いておりますと、本当に私どもは何も知らないなという立場で、非常にレベルの低い話になるうかと思っておりますが、米の先物取引に関するヒアリングという形で依頼を受けましたが、よくわからないというのが実情ですので、これが現状だということを知っていただければと思っております。

そういうわけですので、ヒアリングの依頼を受ける時に関連の資料を見せていただきました。米の先物取引につきましては伝統も歴史もあるということで、非常によい方法であるというような記載もされておりましたが、現在の消費者にとっては、突然感といいましようか、先物取引、「えっ、米」という感じが正直いたします。米ということではなくて、「先物取引」という言葉に、非常に不信感といいましようか、不安感といいましようか、いい感じを持っていないというのは本当でございます。

ここに伺うに当たりまして、私も改めて何人かに聞いてみましたが、非常に専門性のある、投機性の高い危険な取引なんだという認識といいましようか、そういったものが行き渡っているのではないかと考えております。現実には、家庭にありますと電話がかかってきまして、いろいろな勧誘がなされるわけです。ですから一般の人は、多くの人達がそういった印象を持っているのではないかと思います。

今日はお米の先物取引ということですが、お米の先物取引ということにつきましても、勉強する機会といいましようか、チャンスがございましたので、よく知らない。本

当に失礼なんです、よく知らないというのが実情です。見せていただきました資料の中に、今年の7月26日付けの報告、米先物取引に関する考え方というのを拝見いたしました、その中で一般の人についてもこの取引についての必要性、十分理解をしてもらうために、全国で数回にわたって説明会をしているということもございましたし、米上場検討会の最終報告書も一般に公表しているという記述もございました。でも、まだまだ知られていないのではないかと。これで十分とするのはまだ早いのではないかと感じがしております。

お米は主食という意味、今は色々なものがあるので、昔のようなとらえ方とは違うと思いますが、主食だという意味がございます。重要な食品と誰しも思っていると思いますし、誰でも関心は持っている。ですから、もしこの制度が妥当だ、必要だと判断するのであれば、まず消費者、国民の理解が得られるべきだろうと思っております。そのところをおろそかにすべきではないだろうと思っております。

そういうことで、私からはこの制度について、お二方からは必要だというお話がございましたが、どうすべき、ああすべきという提言まではできません。必要か必要でないかといった判断もできませんし、これからお話しすることも的外れなことを申し上げるかもしれませんが、それが一般的な消費者の感覚だと受けとめていただければと思います。

これも資料を拝見いたしまして、市場経済化を進めていくと価格変動リスクの管理が必要だ。交渉の基準となる明確な価格指標が求められるということでもございました。先物の市場は透明で公正な価格形成機能だという説明があったんですが、現在のお米の価格形成というものが、流通問題、安定確保等についてどんな問題があるのか、この辺は明らかにされていると思いますが、この制度を導入することで今ある問題がどのように解決するのか、解決する手段となり得るのか、どんな有用性があるのかということが、私はまだ見えてこない、わかりにくいなという感じがいたしました。

それから、確かに色々利点とされることの説明はありました。価格変動に伴うリスクをヘッジするためのシステムということですから仕方がないのかもしれませんが、お米を食べている者にとっての有用性、先程のお二人の説明の中では消費者価格の安定にもつながるということがございましたが、そういったことがあるのかもしれませんが、そういった視点がちょっと見えないような気がいたしました。間接的につながるのだろうとは思いますが、直接的な消費者の利点というのがちょっと見えてこないような気がいたします。

また、公正かつ効率的な価格形成のために、米当業者とか一般投資家が市場参加、容易

に取引に参加できるようというふうに書いてあったわけですが、ここで言う公正な価格形成ということについて、私達のレベルですと、非常に違和感というか、「公正な価格形成」って何だろうと思いました。私達は需給関係で価格が決まると単純に思っているわけですが、ですから消費者の支持があって価格が決まるのではないか。消費者の支持というのは何によるかという、おいしさとか、安全性とか、価格のバランスとか、そういったことで決めている。本来そういった関係で決まるのではないかと思っているわけですから、そこに価格形成に影響を与える要素が加わることについては、それがきちんと理解されていなければ違和感が感じられるのではないかなと思いました。

現在のお米の価格についてですが、消費者から見ていると、変動というのは余り感じられないと思っています。揺れ動いていて困るといった受け止めは余りないのかなと思います。ただし、米の価格は一定の幅でほぼ安定しているという感じ方もありますが、それは高値安定だという感はございます。色々な調査を見ましても、高くなっている、ちょくちょく動かないけれども高くなっているという数字も出ておりますので、そういった受け止めもあるだろう。ですから今のままでいいというわけでもないだろうとも思います。

しかし、本当にこの方法が導入されることが現在の弱点を補完することにつながるのか、その他の方法はないのかということを感じております。この間の当委員会での議論も拝見させていただきましたが、生産者団体とか卸、事業者の理解という点では、まだ得られていないのかなというふうにお見受けいたしました。間違った受け止めをしていたら申しわけございませんが、米政策改革との関係ですとか、米流通に及ぼす影響についての疑問なども投げかけられているなども拝見いたしましたし、当業者においてもまだ理解が進んでいない印象を受けました。

こうした問題に、私ども素人である消費者は、生産者とか流通業者、あるいは加工業者の方々の意見というものが一つの物差しにもなると思ったりいたしますので、ぜひこうした関係者との議論を尽くしていただきたいと思っております。その際、ぜひ消費者にとっての利点ということを念頭に置いていただきたいなと思っております。

非常に的外れな話だったかもしれませんが、これが消費者としての見方ということでお話しさせていただきました。

八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお三方の代表者からのお話に関しまして、どなたからでも結構です。御質問等がありましたらお願いいたします。

竹内委員どうぞ。

竹内委員 今日の話も非常にわかりやすく、なるほどなという感じがいたしました。しかし全然評価は違いますね。これが実態なんだと私は思うんですね。消費者の神田さんがおっしゃった最後のところが私は肝心かな。

先物の世界は他にもいっぱい、国内でも海外でもありますね。金、貴金属から、石油から、あらゆる商品について先物市場があります。現物の市場があって先物の市場があります。世界中を見て、先物市場に弊害があるから先物市場は設置してはいかんという規制をしている国は、旧共産圏はあったかもしれませんが、およそ資本主義国家ではないんじゃないかと思うんですね。穀物相場も長い間、シカゴが中心ですが、そういう議論は恐らくないと思います。

まずは流通の世界で、流通のヘッジの手段としてスタートする。それがしばしば現物よりも非常に大きなものになる。結果的には金、貴金属から、石油から、金利から、株から、先物の世界は同じような形になっていく。つまり、実需から離れたものになっていく。かつ、投資が1で効果が10とか、そういうような仕組みが入っていますから、そういうのは共通して起きておりますが、他方でそのことによって社会的な弊害も出てきますね。まさに神田さんがおっしゃるように、投資家でも機関投資家と個人投資家がありますが、電話がかかってくるというのは個人投資家なんですね。例えば老後の資金であるとか、教育のための資金とか、目的がある。それに反するような、関係のない世界に勧誘が行われる。その結果、ぼろもうけした人が出てくる。しかし大変なことになっちゃう人も出てくる。こういうことが起きます。

最近の事例では、為替先物というのが導入されましたが、その時、これが最大の問題になったんです。何を問題にしたかということ、投資を勧誘する人たちが勧誘する相手の人の持っているお金の性格、目的に合わないような勧誘をするのはだめですよ。プルーデンスルールというんですが、そこが最大の問題になるわけです。

この問題は、神田さんがおっしゃる側面と、ビジネス、流通の世界におけるヘッジの手段の効果、これははっきりしているんです。これがあるかないかというのは、つながっていますけど、別の問題なんで、それがよく混同されるので、今日のお話は3人とも、なるほどな、もっともな話だな。しかし向いている方向が逆なのはなぜかということになってくるので、従って私は、さっき申し上げましたように、この議論をよく整理をしていただいて、整理したそれぞれの事柄を、消費者も、流通業者も、生産者も、それぞれが基本的

なことをよく理解していただくことが大事ではなからうか。

という意味で、神田さんが最後におっしゃった点が非常に大事だと思いますが、そこを
ごっちゃにしちゃうと、いつまで経ってもこの議論は収れんしないで流通の近代化が進ま
ない。進まない原因は政府が規制しているからだ。政府は法律上規制できるのか。法律は
既にこうなっていますということになるんじゃないかと思うんですね。

具体的に考えると、仮にこれを導入することによって生産者、消費者、流通業者、それ
ぞれにどういう影響、プラス・マイナス、特にリスク、可能性があるか、議論の材料を整
理してほしいと思うんですね。例えば一般生産農家に、私が営業マンだったら営業に行く
か。私はビジネスにならないと思います。普通の一般生産農家に。あるいは流通段階にヘ
ッジ手段としてのニーズ以外の世界で、余剰資金があります。それをこういうふうに通
用すると、レバレッジをきかせるとうとうまいことがありますよというようなリスクが
あります。これは恐らくガバナンスの問題になりますね。資金管理の健全性の担保の問題
とかいうことになっていくと思います。

通常は、農業の世界で個々の生産者、あるいは生産の仕組み、そういうところにほとん
ど関係ないのではなからうか。しかしそれはよく吟味しなければいけない。流通の段階で
時々起きる、これは農業だけではありません。どこの世界でも、必要がないのに投機に手
を出して大損をしたというのがバブル期にいっぱいありましたよね。ああいうのもよく検
証して、ガバナンスのルールを流通の世界の中でしっかり持っていなければいかんとい
うことはありますが、そのことと、お二方が言ったビジネス上のリスクヘッジ手段を政府が
規制していることはいいのかということ、制度としては別問題ではなからうか。やっぱ
り、もう少し整理していく必要があるかなという感想です。感想を申し上げて恐縮です。

八木部会長 山田委員どうぞ。

山田委員 本日の食糧部会は、御案内のとおり、まさに米の需給及び価格の安定に関す
る基本指針を決めるということで、内容的には、来年の生産目標をどう決めるかという、
名実ともに計画生産をどう進めるかという議論を決めていくときに、同じ場所で米を投機
の対象にする、ないしはもうけをねらった投機資金の対象にするという議論をしていいの
かと、相当の違和感を感じています。

御案内のとおり来年の計画生産についても相当な取り組みを行うことが迫られるわけ
で、ましてや、先ほど申し上げましたように達成しなかったところへ達成しなかった分をど
んとかけるんだから、かけたら、達成しなかった分ちゃんとやってくれるのか。皆さん答

えはわかっているはずなんで、答えがわかりながらそこへ重ねもちで持っていくわけだから、そういう政策を何とかお願いしようという時に、いかにも違和感を感じるわけであり
ます。

何だ、投機の対象にするのか、自由にするのかという印象を与えるだけのものだと思います。自由になればいいということでは決してないわけで、自由になった、自由な感じを持った時の後の米の生産・流通というのは大混乱だと思いますので、本日の議論については違和感を感じます。これが1点目です。

2点目は、全米販の古橋常務さんに聞きたいんですが、端境期に問題を発するとおっしゃったわけで、その点については、御自身が端境期の現物取引の市場の運営のあり方について適切な取り組みができればそれに期待したいとおっしゃっているわけですから、それをやればいいわけだし、経営が大変きつとおっしゃる部分については、多分、米の生産農家も苦勞していますから、同様な課題を抱えておられるということだと思いますが、だからといって先物取引がそれを救ってくれるということではないと思っておりますので、その点ですね。

それから、3点目は、フードサービス協会の高城さんからは米はもはや主食でないという考え方をお聞きしましたが、その点について色々意見があろうかと思いますが、その中で主食は投機の対象にするのはいかがかとおっしゃっていたと思いますが、主食は投機の対象にするのはいかがかと考えておられるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

八木部会長 それでは、古橋常務理事、高城広報委員の順でお答えいただきたいと思
います。

古橋全米販常務理事 今、山田委員から3点あったと思うんですね。一つは、この場で投機の話をするのは違和感があるという話であります。私は投機の話をしてい
るのではなくてリスクヘッジの話をしてい
るのであって、その辺を勘違いされているのではないかと。逆に私の方が違和感を感じているわけであり
ます。さっきも竹内さんが話されたように、ビジネスにおけるリスクヘッジをするということでありまして、何も投機をするとい
うことの主張をしてい
るわけではありませ
ん。このグラフでおわかりのように、価格が乱高下すればお互い困るわけであり
ますから、その辺の対策がとれないのかどうかというお話をしたところであります。

それから、17年産については、私もセンターの運営委員ですから十分承知しては
いますが、端境期における価格形成が適正にいくかどうかというのは来年の話でありまして、来年や

ってみないと効果があらわれないわけでありますから、今の時点ではリスクヘッジの方法として先物取引も検討の必要があるのではないかという主張をしたわけであります。

それから、経営が厳しいということを私は申し上げました。よく、センターの価格は卸がつくっているんじゃないかという話があるわけでありますが、確かに札は卸が入れて価格をつくっているわけであります。だけど、そのもとになりますのは市場に流れている一般の米の市場実勢であります。現在、16年産については全農・全集連を合わせまして313万トンの販売計画をしていますが、生産量は850万トンであります。従いまして、集めているよりもはるかに多い数字が何らかの形で、農家の消費もありますが、他に流れているわけで、その中でも生産者から直接流れるものが価格を作っているわけでありまして、そういう意味から低価格で推移している。そのことによってお互い苦しんでいる。要するに経営ができない。そういうことから私は経営が厳しい。少なくとも安定的に経営するためには先物取引も一つの選択肢ではないかという提案をしたところであります。以上です。

高城フードサービス協会広報委員 私、ちょっと言葉が足りなかったかもわかりませんが、冒頭に申し上げたのは、米が主食だということで投機の対象にするという認識を持って反対する方もいらっしゃるかもわかりませんがという前置きをした上で、私ども外食産業、米のユーザー側として、今まさにお話をされた全米販さんと全く認識は一緒なんです。リスクヘッジの手段としてこの方式を考えるべきではないかということを行っているわけですね。

もう一つ、主食ではないということを申し上げたのではなくて、昔から米は主食であると言われてきましたし、今も日本人の主食は米であると言われていますが、量から見ると随分減ってきているし、これからは高齢社会で、食べる量は一層、減っていくんです。そういうことを申し上げたのであって、主食であることを否定しているわけではないんですね。米というものについての需要構造が変わってきているということを申し上げたまででございます。

八木部会長 山田委員。

山田委員 古橋さんに聞きたいんだけど、あなたは計画生産についてどんな風にお考えになるか、考えを聞きたいと思います。

それから、リスクヘッジをねらっているんだとおっしゃいますけど、その具体的な手法と、取引の場面においてどんなことが起こるかといったら、投機資金がもうけをねらって動くということは先物取引の中では必ずあるわけで、そこまで否定されるのかどうか、そ

れをお聞きしたいと思います。

八木部会長 古橋常務理事、どうぞ。

古橋全米販常務理事 計画生産については、今の段階では当然必要だと思っております。実は、私事になりますが、昭和40年の初めごろ、当時「全糧連」と言いましたが、全糧連で砂糖の取引をやっていました。砂糖の先物取引も買いました。その当時の砂糖業界というのは非常に価格が乱高下して、また、物がダブついたりしました。そういうような状況の中で、糖価安定事業団というのができまして課徴金制度ができたり、数量のカルテルまで結びました。当然、計画生産しているわけです。そういう中でも砂糖については先物取引もやっていたわけですから、計画生産をやっている中で先物取引をやってはならないというのは私は当たらないのではないかなという気がします。

それから投機資金については、私もどういう投機資金があるかというのはわかりませんが、当然、当業者だけでは市場は成り立ちませんから、逆に投機資金があって当業者がいなければ成り立たないわけですから、両方相まってこの市場は形成されるというふうに思っています。

八木部会長 中村委員どうぞ。

中村委員 先物取引で発言するんですが、さっき全米販さんの資料、価格の表で、端境期には価格形成センターの入札がないということで逆転現象が起きているという話がありましたが、日本の米というのは、基本的に新米信奉というんですか、16年産と17年産は明らかに違うものだという位置付けになっていると思うんですね。だけど世の中の先物市場の、小麦でも、大豆でも、とうもろこしでも、金でも砂糖でも、何年産という取引はほとんどないと思うんですね。とうもろこしにしても小麦にしても、数年間物を持っていて、銘柄は指定されているけれども、何年産というのがない。お米の場合には何年産ということで取引をするのかなと思っております。

従って、新米の方が高くなるのが普通だけれども、この表で見ると新米が安くなっている。これは一般的にはハーベストプレッシャーということですから、これは当たり前なんだろう。

それから、先物取引と申しますが、フューチャーマーケットと申しますが、それでやると本当に価格が安定的になるかどうか。ヘッジすることはそれぞれの人ができるわけですが、例えば消費者の買うお米の価格が年間平均して安定的な価格かということ、そんなことはないですね。豊作になれば安くなるし、不作になれば高くなるということだろう。

それからもう一つ、私も不勉強でよくわからないんですが、当然、実需者ばかりでは取引市場というのは成り立たないわけで、「投機資金」というと非常にいやらしい言葉ですが、実需以外の色々なお金が流れてこないと多分、取引は成立しないと思うんですね。ただ、日本の売ったり買ったりするいわゆる実需者のプレーヤーがこれにどのぐらい参加するのか、どのぐらいの定期市場での出来高になるかによって、本当にヘッジ機能が果たされるかどうかが決まってくるんじゃないかな。それこそ、日本の実需者が全く参加しない、生産者も卸も全く参加しないで、マネーだけで定期市場が成り立つというなら、何となくという感じもしますし。

多分、必要なことなんだろうと思うんですね。定期市場というのは。ただ、イメージ的に、穀取さんの資料にも「投機資金」と書いてあって、日本語が適切かどうかわかりませんが、「投機資金」というとすぐ買い占めだ、悪いことをするとかというようなイメージになるんですが、要はお金ですよ。実需者以外のお金が入ってきて行うということで、もう少しその辺のところを整理をして、生産者も喜んで参加できるように持っていかないと、せっかく考えた定期市場が機能しなくなっても困るわけです。

だけど、必ずもうける人がいれば損をする人もいるわけですから、みんながハッピーになるなんていうことは絶対ないんですね。もうけることのプロはもうけるでしょうし、そうでない人はなかなかもうけにくい。損をしないで済むかもわかりませんが、もうけ損なったということはあるかもわかりませんけれども。私も、実際にお米の先物取引をスタートするときにはどんなプレーヤーが、どのぐらいのボリュームで、かつ16年産だ17年産だという米固有の新米信奉といいますか、そんなものを含めて、うまく機能するのか、もう一つ私の頭の中にはすっきり入らないというのが実態なものですから、賛成も反対も今日は、もう少し勉強してからお話ししようかと思うんですが、ちょっとわかりにくい。

それから、やっぱりできるだけ多くの方が、実需者が参加できるように、竹内さんじゃないけど、もう少し話し合ってもらわないと、何となく妙な感じで、私なんか、製粉会社ですが、お米は無関係というわけではないんですが、食糧部会のメンバーでいうと、もう少しその辺のところを整理しないとという感じがしますので、行政も含めてぜひお願いしたいと思います。

八木部会長 今の中村委員の発言について、どなたか御意見ございますか。

古橋常務理事どうぞ。

古橋全米販常務理事 誤解されると困るんですが、私は生産と販売は車の両輪だと考え

ているんですね。どちらが欠けてもうまく機能しないわけですから、両方大事だということをお話申し上げているわけでありませう。

新米と古米が云々というお話があったんですが、今の消費者ニーズからいけば当然、新米の時期には新米を消費者は好むわけでありまして、新米、古米の価格が逆転するということは正常ではないと思っているわけですね。今、新米と古米の区別が取引所にあるかどうかというお話があったと思うんですが、実は勉強の一環として今月初めにニューヨークとシカゴの取引所へ行ってまいりました。つたない知識で色々なことを聞いたわけですが、穀物にはやっぱり新古の差がある。こういう区分はしていたようでありませう。

それから、豊作、不作によって価格が動くんじゃないかというお話があったんですが、今まさに、今日の会議でも多分審議されていると思うんですが、生産調整をして過剰米処理をして需給のバランスをとろうとしているわけですから、豊作であっても価格の差があってはならぬんじゃないか。安定価格で移行すべきじゃないかなと考えております。

それから、当業者については、当然のことながら入らなくては機能しないといいますが、正常ではないと思っていまして、たった数時間のシカゴやニューヨークの話の聞けば、あちらではかなりの当業者が入っていると聞いています。従いまして、もしこちらが導入されれば当然入る必要があるんですが、スタート時点からいきなり当業者が入るなんて、それは、勉強もしていない、もろもろを考えれば、最初からパーフェクトに物事が動くなんて、私は考えられないんじゃないかなと思っています。

八木部会長 藤尾委員どうぞ。

藤尾委員 この問題については、先程中村さんがおっしゃいましたとおり、非常に難しい問題を含んでいる。必要なことは必要なんですが、はっきり言いまして、日本の生産から集荷、系統集荷が落ちてきている現在、60%に近いものが農家保有米として市場に流れているから、必要なんですが、先程古橋さんが言ったように、シカゴであれば素晴らしい市場ができている。しかし日本でそのような素晴らしい市場ができるかどうかとなると不安が出てくるということです。

先物取引でよく新聞をにぎわしているのは、退職金、あるいは使い込みとか、素人がひっかかっている問題ばかりが世の中に出ていて、日本で先物取引が実際にできるのかどうか、もしそれが成功すれば非常に素晴らしい。しかし今までと同じような取引手法で素人を巻き込んでやるとすれば、これは難しいということで、その辺が非常に気になっている状況です。

そこで、私達がやっている価格センターがあるわけですね。ここが勉強をして、新しい商取引を取り入れていけば、いくらか役に立つと思っているんですけど、役所の出先みたいになってしまって、決められたルールの中で決められたことだけしかやっていないということで、ニーズにこたえていないというのが非常に残念ではないかと思っております。

八木部会長 それでは、予定の時間が近づいてまいりましたので、最後に3人の方から一言ずつ、言い残したことがございましたら御発言いただきたいと思えます。竹内委員、何かございますか。

では、簡単をお願いいたします。

竹内委員 今日の3人の方、あるいは農林水産省の事務方でも、研究してほしいのは、農家や消費者にとって一番大事なのは価格の安定なんですね。価格の安定の上で先物市場はプラスになるのかマイナスになるのかというのが非常に大きい要素だと思うんですね。

ここに一つの表があります。15年産は我々経験しました。どうしてこういうことが起きたか。作況は非常に不作ですよ。もしこの時に私が先物市場のプレーヤーだったら、一般的な情報を分析して、冷静に先を読む。市場が自分の読みと離れていれば参入すると、農業以外の、例えば機関投資家、銀行、生保、こういう世界が先物で参加しているわけです。実需者と離れて。だったらどういうふうに分先を読むかということになるわけですね。実際に起きた現象は十分に先が読めず。不安が大きくなって、それで価格が大幅に上がったんです。ですからしばらくしたら落ちついて下がったわけです。この時に農業以外の、みんなに怖い怖いという目で見られている資金、投機とか言われていますが、それなりのビジネスなんですね。その人達がどう読んだらうかということ、ひとつ頭の体操として考えていただきたい。

あるいは、特にお二方、15年産のときにもし先物市場があれば、この波は結果的にどういう動きになったとお考えか、お伺いしたいなと思いましたが、今日は時間がありませんので、機会があればと思います。

八木部会長 それでは、最後にお三方から一言ずつお願いします。古橋さんからお願いいたします。

古橋全米販常務理事 先物取引については難しい問題がたくさんあると、私自身も思っていますし、相当勉強しなくてはならないと思っています。従って、これをやるに当たっては当事者を含めて相当研究をする必要があると思っています。

それから、先程ニューヨークとシカゴの話をしたんですが、商品取引所と名前がつく限

りは、商品の当限になって、商品の受け渡しがかなりの量いくような仕組みが必要かなと思っています。以上です。

八木部会長 神田さん、お願いします。

神田全国消費者団体事務局長 特にないんですが、私も色々読ませていただく中で、先物市場の性格というのがあったんですね。そこで、利用する人もしない人もいるんだから、関係者全員の合意を取りつけて開設するような性格のものではないと書いてありまして、非常に乱暴だなと思いました。今日伺っておりまして、やはり関係者全員が一定の納得感というものが必要なだろうなという感じがいたしましたので、丁寧に進めていただきたいと思います。

高城フードサービス協会広報委員 ユーザー側として、私どもの会社も1日35万食ぐらいの食事を提供しておりまして、今年は不作だから米が上がって大変だなという状況に直面することもある。経営に直接関わりのあることです。不作のときにも価格が安定して入ってくる仕組みがないだろうかという中でこういう議論がされておりますので、今日は外食の業界の代表として、先物というのは手段の一つとして検討すべきではないか。それは結果的には消費者、先程申し上げた消費者価格が安定しているのは、我々が川下産業として価格を抑えている。そこは我々にとっても非常に苦しいところでございますが、我々としてはとにかく安定供給、価格の変動が余りない形で、他の商品と同じような、色々技術的な改善等も含めて検討すべきではないかと思います。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、本日のヒアリングにつきましてはこの辺りで終了したいと思います。古橋常務理事、高城広報委員、神田事務局長のお三方には、本日はどうもありがとうございました。

〔ヒアリング者退席〕

八木部会長 それでは、ここで、前回の部会において山田委員から御質問のありました件について、参考資料を事務局から配付願います。

田辺商品取引監理官 ごく手短かに御説明させていただきたいと思います。

商品取引監理官の田辺と申します。先だって、アメリカにおきます農業生産者の農産物の先物市場への参加状況ということで御指摘があったかと思えます。私どもでアメリカの農務省のデータなりを調べた結果、御指摘いただいたことに十分お答えできているものかどうかわかりませんが、96年に約200万の農業生産者を対象にした調査の結果ということ

でございます。

この見方でございますが、図1が売上金額別のリスク管理の手法ということで、先渡契約、手元現金とありますのは手元に現金を留保しておいて不時の支出に当てるために備える、多角化と申しますのは畜産との複合経営とかそういった形でございます。最後の先物によるヘッジ、これが先物取引によるヘッジでございます。全体で見ますと、総じて売上高が高い階層の農業経営者ほど先物取引を含めたリスク管理手法をやっておりまして、全体で見ますと2割程度ということであります。

図2が地域別の農業者によるリスク管理戦略の選択的活用状況ということで整理をしたものでございます。米につきましては、この調査の中で作物別に行われておりませんので具体的なデータはないわけでございますが、平成15年に東京穀物商品取引所で合衆国に調査に出かけておりまして、色々な研究会なりの基礎資料にもなっておりますが、その時の調査結果によりますと、生産者が直接、米につきましては先物市場を利用しているというのは少ない。一方で、これはシカゴでございますが、米の先物市場の中で農協の占める割合が相当高い。ライスランドという農協が5割近く取引を行っている状況であるという報告を受けているところでございます。以上でございます。

八木部会長 ありがとうございます。

時間の関係もございますので、御質問等がございましたら、直接事務局の方をお願いしたいと思います。

米の先物取引に関しましては、これまで6月17日に委員の間で御議論いただいた後、7月26日、11月7日、本日も、関係業界、団体等からのヒアリングを重ねてまいりました。皆様御承知のように、米の先物取引の機能や、先物取引が行われた場合の影響、米政策改革との関連等について、受けとめ方や意見にかなりの違いがある状況になっております。食糧部会としては、まず関係業界、団体の立場を公の場で説明していただくことによって、関係者が幅広く情報として共有するという目的で当面のヒアリングを進めてきたわけでございますが、ヒアリングの中で出された意見についての整理、あるいは論点の抽出に関しては、委員のお考えをお聞きする時間がとれなかったこともあり、これらに関して委員の間で改めて意見交換をしていただくことが適当ではないかと考えております。

つきましては、次回の食糧部会の際に、事務局でこれまでのヒアリングで示された意見について論点を抽出していただいて、それを素材に委員の皆様にフリーディスカッションのような形で意見交換していただくとともに、その後、食糧部会として本件の扱いについ

てどうするか、この点についても協議させていただいてはどうかと考えていますが、いかがでしょうか。

山田委員どうぞ。

山田委員 米を管理していると言えるのかどうか、逆に言うとほとんど米を管理していない農林水産省としては、この議論には責任を持ってないということなのかどうか。食糧部会だって、先程メンバーの意見を聞きましても、私もそうですが、まだまだこの部分について知識も十分ではないし、皆さん、先程もおっしゃっているわけですよね。そういう状況の中で委員としての意見を取りまとめてという。よくわからないんですよね。

そうは言っても、本日のように計画生産をちゃんとやらしてもらわなければいかん。それでこの冬は計画生産に向けて徹底して推進対策をやる。優良事例はかくのごとき取り組みで、こんなふうに取り組んでいますよという報告も先程来あったわけでしょう。そういう状況を基本方針の中に入れておられながら、一方で、よくわかりませんが、流通自由、販売自由、計画生産自由を連想させる先物取引について、きちとした方針を示されないで放り投げているみたいな姿勢は全く納得がいかないと思いますので、運営の仕方についてもきちっと、総合食料局なら総合食料局としての考え方を示していただきたい。示した上で論点整理されるならされてください。こんな風に思います。

八木部会長 この点も含めて、事務局の方で御検討いただきたいと思います。とりあえず、委員の中で一つの方向にまとまるような議論にはまだなっていないと認識しております。まず論点の整理をいたしまして、この問題の取り扱いについて次回、皆さんに御相談をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

藤岡委員どうぞ。

藤岡委員 山田委員からもありましたが、時代の流れで、先物取引もやがては必要かなという感を受けるわけですが、今まさにやらなければいけないのは、19年から始まる新しい制度をどううまくやっていくかということが最優先課題だろうと思っています。その辺とうまくリンクしないと、ややもすれば現場で混乱を招くおそれがあると考えますので、その辺のところは慎重に対応していただきたいと思います。

八木部会長 ありがとうございます。

その点も含めて、事務局とも検討させていただきたいと思います。

それでは、最後ですが、本日の議事につきましては議事録として整理し、公表すること

になります。その整理につきましては私に一任願いたいと存じますが、よろしでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

次回の日程についてですが、麦の政府売渡価格に関する審議及び、先ほど申し上げた先物取引に関する意見交換等をいただくために、12月上旬の開催を予定しているところでございますが、具体的な日程につきましては、皆様の御都合をお伺いした上で、追って連絡を申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。

閉 会

.